

調達管理番号・案件名

24a00573_イラク国上下水道セクターに係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2024/10/31

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	JICA安全対策措置(イラク国)(2024.4.22改訂)	本措置において、「携帯・衛星携帯の常時携行」と記載がございます。こちらはイラク事務所から貸与いただけるものでしょうか。調査団の方で用意すべきものでしょうか。	携帯電話等はJICAイラク事務所からの貸与はないため、調査団にてご用意ください。なお、衛星携帯にかかる経費は安全対策経費として定額計上の警護費(防弾車借上げ費一式)に含まれます。
2	12	第2章 特記仕様書案	(第3条(5)):渡航可能地域として「首都バグダッド市、ディカール県、バスラ県、ムサンナ県、エルビル県、ドホーク県、スレイマニア県以外は渡航禁止地域にあたる(国別安全対策措置も同様)」との記載がありますが、外務省の海外安全ホームページ(添付資料参照)を見ると、上記の県に加え、ナジャフ、カルバラ、カーディシヤ、スレイマーニーヤ、ミーサーンの5県が危険レベル3であり渡航可能エリアとして表示されております。外務省のホームページに記載の地域が最新の情報であるとの認識ですが上記の5県も渡航はできないものとして調査計画を立てる必要があるのでしょうか。	JICA安全対策措置により、首都バグダッド市、ディカール県、バスラ県、ムサンナ県、エルビル県、ドホーク県、スレイマーニーヤ県以外は渡航禁止地域にあたることから、危険レベル3の地域であったとしてもカルバラ県、ナジャフ県、ディワーニーヤ県、ミーサーン県については、日本人は原則渡航禁止となります。つきましては、邦人渡航禁止地域での現地調査が必要な場合には、再委託またはローカルコンサルタント等現地人材の活用を前提として調査計画を検討ください。
3	12	第3条 調査実施の留意事項(6)調査フロー	ラマダンの期間の日本人の渡航はできないのでしょうか	ラマダン終期(ラマダン月最後の10日間)～イード期間は原則渡航禁止となります。その他の期間については可能な限りラマダン期間を避けて渡航することを検討の上、真に必要性が認められる場合においてのみ渡航を検討します。
4	12	(7)安全管理	JICAの「セルフ・ディフェンス研修(実技)」の事前受講を必須とするとありますが、渡航予定(日本人)者は事前受講を必須だと理解しました。以前JICA海外事務所でも標記(同様)の研修を行っていたと記憶していますがJICA海外事務所実施の研修を受講し、修了証明のようなものを紛失している場合の研修受講の証明方法を教えてください。それとも再度JICA市ヶ谷で受講し直す必要がありますでしょうか？	JICA在外事務所と同様の研修を受講されたとのことですが、在外事務所ではセルフディフェンス研修(実技)は実施していないため、受講されたのはおそらく安全管理ブリーフィングだと思われますので、過去に本邦でセルフディフェンス研修(実技)を受講されていない場合には、受講必須となります。セルフディフェンス研修についてはこちらをご確認ください。 https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/training.html なお、「外務省危険情報レベル3以上の国・地域に渡航する場合、調査団内の1名はセルフディフェンス研修(実技)の受講が必須」とありますが、イラクにつきましては渡航予定の方全員の受講を強く推奨します。 また、セルフディフェンス研修は定期的に内容をアップデートしていることから、過去に本邦で受講したことがある場合でも3年を目安に再度受講頂くことを強く推奨します。 また、セルフディフェンス研修では受講証明書等は発給しておりません。
5	15	第2章 特記仕様書案	(第4条(2)の1)の④):ショートリストで選定された優先事業については別途準備調査の実施を想定されていますでしょうか？	本調査の結果次第で更なる調査が必要と判断した場合には協力準備調査を実施しますが、現時点では別途協力準備調査を実施することは想定しておりません。

6	17	現地再委託契約による調査内容	現地再委託に関して「上水道セクターのショートリスト(最優先事業)の新規事業候補地域において実施する」とありますが、定額計上の金額は最優先事業(1サイト)を想定した金額であるとの考えで間違いございませんでしょうか。	定額計上の金額は2サイト分を想定した金額になります。「第3条調査実施の留意事項」>「(4)新規事業候補地域の絞り込み」に記載のとおり、一つの円借款事業として形成可能な規模感になるよう対象地域を絞り込んでいただくため(2~3サイト前後を想定)、ショートリストの結果次第では現地再委託で実施すべき調査サイト数が変更になる可能性もあります。その場合には、必要に応じて定額計上金額の変更(変更契約)等に対応することを検討いたします。
7	28	(11) その他留意事項、3)	KarbalaやMissanが配布された水道優先プロジェクトに含まれています。これらの地域は、レベル3で渡航可能地域と認識しています。Missanへはバスラ県から、Karbalaは、バグダッドから日帰りで移動するという理解で良いか？	ミーサーン、カルバラともにレベル3地域ですが、JICA安全対策措置により、首都バグダッド市、ディカール県、バスラ県、ムサンナ県、エルビル県、ドホーク県、スレイマーニーヤ県以外は渡航禁止地域にあたることから、日本人は原則渡航禁止となります。
8	28	(11) その他留意事項、3)	クルディスタン地域のスレイマーニーヤやドホークへの渡航をJICAは想定していますか？想定されているようでしたら、移動車両などの移動条件に関してご提示頂きたい。	本調査の対象地域はクルディスタン地域を含むイラク全土としているため、調査実施中にスレイマーニーヤやドホークへの渡航が必要との判断があれば渡航していただく想定です。また、移動条件については他の地域と同様で、「第3章プロポーザル作成に係る留意事項」>「4. 見積書作成にかかる留意事項」>「(11)その他留意事項」に記載のとおり、防弾車での移動かつ武器携行含む民間警備会社の身辺警護を受ける必要がございます。

以上